

2 小口径量水器購入仕様書

1. 目的

本仕様書は、水道需要者の使用水量を計量するための量水器を購入するにあたり、必要事項を定めるものとする。

2. 法令等の遵守

納入する量水器は、以下の法令、その他関連する関係法規及び適用規格等に適合するものでなければならない。

- (1) 計量法
- (2) 水道法
- (3) 日本工業規格 (JIS)

3. 契約

- (1) 契約は各口径毎に単価契約を締結することとする。
- (2) 契約の相手方は、各口径の単価に予定数量を乗じた金額で算出した全ての口径の合計金額が一番安価であるものとする。
- (3) 予定数量は契約期間における購入数量を推定したもので、実際の状況により変動するため、購入数量を保証するものではない。
- (4) 新設用及び交換用にかかわらず、納入する量水器はすべて新品の量水器とし、一度使用したものを修繕した量水器等は納入しないものとする。

4. 材質

鉛レス銅合金は、JIS H5120 CAC406 と同等以上の強度、耐久性、耐食性等をもち、鉛の含有量が0.25wt%以下の銅合金とする。材料表示及び材料記号は次のとおりとし、量水器ケースの見やすい位置に鋳出し又は、刻印による表示とする。

| 鉛レス銅合金の種類 | 部品材料表示 | 記号 |
|------------------|----------|----|
| ビスマス・セレン使用の銅合金 | Bi—Se系青銅 | S |
| ビスマス使用の銅合金 | Bi系青銅 | B |
| ビスマス・アンチモン使用の銅合金 | Bi—Sb系青銅 | A |

5. 量水器の種類及び予定数量計量特性

- (1) 量水器の種類及び仕様については次のとおりとする。

| 品名 | 口径 (mm) | 量水器本 体全長 (mm) | 摘要・その他必要材 料 | 予定数量 (合計) | 予定数量 (新設用) | 予定数量 (交換用) |
|-------------------------|------------|---------------------|---------------------|--------------|---------------|---------------|
| 乾式・接線流羽 根車式量水器 | 13 | 100 | ・ねじ接続型 ・良質パッキン付き | 281 | 0 | 281 |
| 〃 | 13 | 165 | | 2,175 | 757 | 1,418 |
| 〃 | 20 | 190 | | 3,231 | 543 | 2,688 |
| 〃 | 25 | 225 | | 150 | 23 | 127 |
| 〃 | 30 | 230 | | 20 | 9 | 11 |
| 乾式・たて型軸 流羽根車式量 水器 | 40 | 245 | | 31 | 10 | 21 |

①流量表示は4桁とする。

②ネジについては上水ネジとする。

6. 量水器の接続端

- (1) 1次側及び2次側の接続端の管芯（配管の中心軸）は同一軸上になるものとする。
- (2) 量水器の接続端は、1次側、2次側ともにねじ接続とする。

7. 検定

量水器は、計量法及びこの関連法令に基づいて、検定を受けた合格品であるものとする。

8. 量水器の塗装

- (1) 量水器ケースの材質が鉛レス銅合金であるものは内外面を無塗装とし、適正な防錆処理を行うものとする。なお、量水器蓋の色については当市の指定した色とする。
- (2) 量水器内部の各部品及び塗料は、水質に悪影響を与えてはならない。

9. 表示

- (1) 量水器には、次の項目を表示する。

- ① 計量単位：表示機構の目盛板
 - ② 定格最大流量 (Q_3)：表示機構の目盛板
 - ③ 計量範囲R (Q_3/Q_1)：表示機構の目盛板 (R = の表示 可)
 - ④ 型式承認番号：表示機構の目盛板
 - ⑤ 製造事業者名または登録商標：表示機構の目盛板
 - ⑥ 製造年：表示機構の目盛板
 - ⑦ 流れの方向：本体の両側
 - ⑧ 取付姿勢：表示機構の目盛板
 - ⑨ 口径：蓋表面及び本体下ケースの片側（鋳出しによる）
 - ⑩ 材質記号：本体上ケース（鋳出しほりは刻印）及び下ケース（鋳出しによる）
 - ⑪ 当市の指定した量水器番号及び神栖市の市章：本体上ケース上面及び蓋表面番号座に別途指定する量水器番号及び神栖市の市章を刻印
- (2) 表示は明瞭で十分な大きさのものとし、容易に消滅しないものとする。
 - (3) 電子式の遠隔式水道量水器は、積算計に記号及び番号を明記することとする。

10. 納入

- (1) 提出書類

納入者は、納入者は契約成立後、速やかに納入する量水器の仕様が記されたカタログ等を3部提出するものとする。また、量水器納入時には「量水器差成績書」、納入書及び請求書を1部提出するものとする。

- (2) 納入場所

量水器は、当市が事前に指定する神栖市水道課及び市内の各配水場のいずれかに納入するものとする。

- (3) 納入日時

- ① 納入日は休日等以外の日とする。
- ② 納入作業は、原則として8時30分から17時15分までに行う。
- ③ 納入に当たり、原則として納入を希望する日の5日前（休日等を除く。）までに当市担当者に希望する日時を通知する。
- ④ 納期の日時を過ぎて納入する場合の扱いは、契約書の規定による。
- ⑤ 天候及び交通事情等により予定していた納入日時での納入が困難となった場合は、速やかに当市担当者に報告し指示を受けることとする。

- (4) 納入作業

- ① 納入者は、検査のために倉庫内の所定の場所に配置するまでの納入作業を行う。

- ② 納入作業時には、慎重に作業を行い事故の防止に努める。
- ③ 納入時に発生する不要品は、納入者が全て処分する。
- ④ 納入作業に当たり、当市の施設、設備等を破損等させた場合は、納入者の責任で現状に復旧する。

(5) 納期及び納入方法

令和3年3月31日までの間に必要数量をその都度、発注から2ヶ月以内に分割納入するものとし、一括納入はしないものとする。支払方法は、納入の都度、納入数量分を支払う分割払いとする。

1 1. 納入時の指示値

量水器納入時の指示値が1m³超えた場合は器差成績表又は別紙に該当が判別できるよう記載する。

1 2. 量水器の保護

接続端は、ねじの保護、塵埃その他の進入防止のため合成樹脂製のキャップ等を付けることとする。また、運搬及び納入時は、取扱い及び防護について十分留意し、量水器の外観及び機能を損なわないよう処置を講ずるものとする。

1 3. 梱包、荷姿

(1) 量水器の納入は、原則としてプラスチック製ケースを用いるものとし、当市指定の収納個数に従って納入する。

(2) プラスチック製ケースは水抜き用の穴が開いているものを使用し、そのカードホルダーには次の項目を記載した納入カードを装着して納入すること。

- ① 製造会社名
- ② 口径
- ③ ケース番号
- ④ そのケースに収納されている量水器番号

(3) 量水器収納個数

| 口径 (mm) | 13 | 20 | 25 | 30 | 40 |
|----------|-----|-----|----|----|----|
| 収納個数/ケース | 15個 | 10個 | 8個 | 6個 | 5個 |

1 4. 検査等

当市は、納入場所において、仕様書その他の関係書類に基づいて次の検査を行う。

- (1) 数量の確認
- (2) 外観検査
- (3) 寸法検査
- (4) 検定証印または基準適合証印の確認
- (5) その他

1 5. 特許権等の使用

量水器及びその附属品の製造に当たり、特許、実用新案その他法令に基づき保護される第三者の権利を使用する場合は、その使用に関する一切の責任は製造者が負うものとする。

1 6. かし担保及び異常量水器の調査

納入された量水器が、検定有効期間内に異常（早動、遅動、不動等）となった場合は、当市の指示により、その原因を調査・報告するとともに、速やかに対策を施すこととする。

また、その調査・報告に係わる費用は納入者の負担とする。

17. 檢定期間満了量水器の引き取り

(1) 納入者は下記の量水器を当市から引き取り、処分するものとする。ただし、買い取りではない点を考慮し、入札単価等を決定することとする。

| 品名 | 口径 (mm) | 数量 (個) |
|-----------|---------|--------|
| 検定期間満了量水器 | 13 ショート | 209 |
| | 13 ロング | 1,106 |
| | 20 | 2,113 |
| | 25 | 100 |
| | 30 | 5 |
| | 40 | 38 |

(2) 納入者は契約締結後、当市と引き取り日程を協議するものとする。

(3) 引き取りについては、令和2年6月29日までに完了するものとする。

(4) 納入者は検定期間満了量水器を産業廃棄物として処理する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」に基づき、適正に処理するものとする。

(5) 納入者は引き取りに当たって甲の施設等に損害を与えた場合は、納入者がその損害を賠償するものとする。

(6) 引き取り数に変更があっても納入者は異議の申立等は行わないものとする。

18. その他

(1) 納入者は当市の指示に従い、量水器に付属する良質パッキンについて相当数の予備を当市へ無償で提供するものとする。

(2) 納入者は当市の指示に従い、納品時に使用したプラスチック製ケースの回収及び処分を無償で行うものとする。

(3) この仕様書に定めのない事項については、当市と納入者で協議の上決定する。